

恵庭市移住・定住支援サイト不動産広告掲載ガイドライン

(目的)

第1条 本ガイドラインは、恵庭市が管理する恵庭市移住・定住支援サイト（以下「サイト」という）に広告を掲載する際の必要な手続きを定めるものとする。

(掲載位置、種類、規格等)

第2条 広告の掲載位置は、恵庭市が指定する位置とする。

2 広告の種類は、恵庭市内の不動産物件情報が閲覧できるホームページへリンクするバナー広告とし、規格は次のとおりとする。

(1) 画像の大きさ 縦260ピクセル×横740ピクセル

(2) 画像の形式 JPEG

(3) データの容量 500KB以内

(掲載期間及び掲載料)

第3条 広告の掲載期間は定めのないものとし、掲載料は無償とする。

(表現等の制限)

第4条 次に掲げる表現は、サイトを閲覧する者（以下「閲覧者」という）が、サイトの一部であるかのように混同するおそれがあるため、広告に使用してはならない。

(1) サイトと類似する色調及び字体を使用するもの。

(2) 市政を連想させる用語を使用することにより、閲覧者が市の事業であると錯誤しやすいもの。

2 次に掲げるものは、閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれがあるため、広告に使用してはならない。

(1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」及び「警告」その他の意味を表すマーク、ボタン等の表示。

(2) テキストボックス等の入力ができるように見えるもの。

(3) ラジオボタン及びプルダウンメニューその他の選択肢又は選択肢があるように見えるものの表示。

3 文字色と背景色の明度差は十分にとり、並びに、背景に模様のある画像及び写真等を使用

するときは、文字の周囲を縁取るなどして文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

4 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮しなければならない。

(広告掲載の事業者の資格について)

第5条 広告を掲載する業者は、次の各号いずれかに該当する業者とする。

(1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2項第3号に規定する宅地建物取引業者で石狩管内に事業所を有し、過去3年以内に恵庭市の不動産物件の取引実績があるもの

(2) 前号の業者が掲載する不動産物件を取り扱う広告代理店

(3) その他、市長が認めたもの

(広告の掲載基準)

第6条 広告の掲載基準は、恵庭市広告掲載要綱(平成19年4月1日実施)第3条を準用する。

2 サイトに広告を掲載する場合にあたっては、リンク先のウェブサイトについても、前項の規定を準用する。

(広告掲載の申請)

第7条 広告掲載を希望する事業者は、恵庭市移住・定住支援サイト不動産広告掲載申請書(第1号様式)により恵庭市へ申請するものとする。

2 広告の原稿は、事業者の責任及び負担において作成するものとする。

(広告掲載の内容変更)

第8条 広告掲載を行っている事業者は、その広告内容等を変更することができる。

2 事業者が広告内容等の変更を行おうとするときは、変更を行おうとする日の10日前までに恵庭市移住・定住支援サイト不動産広告掲載内容変更申請書(第2号様式)により恵庭市へ申請するものとする。

(広告掲載の承認)

第9条 恵庭市は、第7条第1項及び第8条第2項の申請があったときは、本ガイドラインに

基づき審査し、恵庭市移住・定住支援サイト不動産広告掲載承認・不承認通知書（第3号様式）により事業者へ通知するものとする。

（広告の掲載取り消し）

第10条 恵庭市は、次の各号いずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 無断で広告のリンク先のウェブサイトが変更されたとき又は閉鎖されたとき。
- (2) 虚偽の事実を記載した場合や本ガイドラインを遵守していないとき。
- (3) 事業者が、公序良俗に反する行為をしたとき。

2 広告が前項各号のいずれかに該当した場合は広告掲載を取り消すとともに、恵庭市移住・定住支援サイト不動産広告掲載取消通知書（第4号様式）により事業者へ通知するものとする。

（事業者による広告掲載の取下げ）

第11条 事業者は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 事業者が広告の掲載を取り下げようとするときは、恵庭市移住・定住支援サイト不動産広告掲載取下申請書（第5号様式）により恵庭市へ申請するものとする。

（広告掲載の事業者の責務）

第12条 事業者は、次の各号に掲げる責務を果たさなければならない。

- (1) 本ガイドライン及び関係法令の遵守
- (2) 社会的信頼の確保
- (3) 取引の信頼性と安全性の確保

（第三者に及ぼした損害）

第13条 広告及びリンク先のウェブサイトの記載内容について、広告事業者の責めに帰すべき事由により第三者（恵庭市、閲覧者）に損害を与えたときは、第7条の申請者が責任をもって対応することとし、市はその責を負わないものとする。

（免責事項）

第14条 市の都合によりサイトの閉鎖または広告を削除することがあり、市はその責を負わないものとする。

(補則)

第 15 条 本ガイドラインに定めるほか、詳細な取扱いに関し必要な事項がある場合は、市と事業で協議の上、定める。

附 則

このガイドラインは、令和 5 年 8 月 21 日から実施する。